

社会福祉法人しらとり会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しらとり会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬については、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示及び理事会の委任を受けて、下記の法人業務を行う場合は、次のとおり日額費用弁償費（交通費及び日当を含む）を支給する。ただし、この法人の職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合

	日 当（日額）	費用弁償（日額）
理事会出席	2,000円	1,000円
評議員会出席	2,000円	1,000円

(2) 理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合

	日 当（日額）	費用弁償（日額）
理事・監事	2,000円	1,000円
評議員	2,000円	1,000円

(3) 監事が、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合

	日 当（日額）	費用弁償（日額）
監事	3,000円	1,000円

2 業務遂行に必要な経費は、原則実費を支給することができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。